

# 社会保障協定締結による日系企業の 社会保険料負担軽減額の推計

——オーストラリアの日系企業の場合——

御 船 洋

## 目 次

はじめに

- 1 オーストラリアに進出している日系企業の実態
    - 1-1 オーストラリアの在留邦人数
    - 1-2 オーストラリアに進出している日系企業数
  - 2 オーストラリアの日系企業への派遣従業員数の推計
    - 2-1 産業別・年代別・男女別派遣従業員数の推計
    - 2-2 業種別・年代別・男女別派遣従業員数の推計
  - 3 オーストラリアの公的年金制度の概要
  - 4 オーストラリアにおける日系企業の社会保険料負担軽減額の推計
    - 4-1 業種別・年代別・男女別の賃金の推計
    - 4-2 社会保険料負担軽減額の推計
- おわりに

## はじめに

海外に進出する日系企業の数が増加している。「海外在留邦人数調査統計」(外務省領事局政策課)によれば、外務省が海外の日系企業数(拠点数)<sup>1)</sup>

---

1) 「拠点数」とは、事業所の数を表す。たとえば同一企業が同じ国の3都市に支店を持つ場合、拠点数は3とカウントされる。したがって、通常、企業数よりも拠点数の方が多い。ただし、本稿では、拠点数も「○社」と数えて

の統計を取り始めた2005年に約3.5万（拠点）だったものが、2020年には約8.0万（拠点）へと、約2.3倍になっている。それに伴って、海外在留邦人数も増加し、2005年に約101万人だったものが、2020年には約136万人へと、30%以上増加している<sup>2)</sup>。

企業が海外進出する場合には様々な問題に直面するが、その中でも重要な問題の1つが社会保険料負担、とりわけ公的年金保険料負担の問題である。具体的には次の2つの問題が生じる。

#### ① 二重加入、二重負担の問題

企業から派遣されて海外勤務する従業員は、相手国の公的年金制度に加入し、年金保険料を負担しなければならない。通常、海外勤務中も自国で加入している公的年金制度は継続するから、結局、自国と相手国の両方で年金保険料を支払うことになる。これが公的年金制度の「二重加入」「二重負担」の問題である。

#### ② 年金保険料の掛け捨ての問題

大多数の国では、公的年金の受給資格期間（公的年金が受給できるための加入期間）を設けている。相手国に滞在中、相手国の公的年金制度に加入して保険料を支払っても、加入期間が受給資格期間よりも短い場合には、相手国からの年金支給を受けられない。つまり、海外勤務中の年金保険料が「掛け捨て」になってしまうのである。

この2つの問題を回避するために2国間で締結されるのが「社会保障協定」(social security agreement) である。社会保障協定が結ばれると、相手国に滞在中、相手国の公的年金制度に加入する必要はなくなって「二重加

---

表記することとする。

2) コロナ禍の影響で、2020年の海外在留邦人数は2019年（約141万人）に比べて約5万人減少している。ちなみに、海外在留邦人数が前年より減少したのは、戦後では、1955年以降初めてのことである。

入」が回避でき、年金保険料の「二重負担」はなくなる。一方、年金保険料の掛け捨ての問題については、自国の公的年金制度への加入期間と相手国の公的年金制度への加入期間を通算できるようになる。したがって、仮に「二重加入」の期間が全くない場合、相手国の公的年金制度加入期間が相手国の受給資格期間よりも短く、かつ、自国の公的年金制度加入期間が自国の受給資格期間よりも短くても、公的年金制度加入期間を通算した年数が各国の受給資格期間よりも長ければ、両方の国から(老齢)年金給付を受け取れ、年金保険料の「掛け捨て」は一切なくなる<sup>3)</sup>。

日本は、現在(2021年9月現在)、23か国と社会保障協定を締結している。そのうち、協定発効済の国は、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国の20か国である。署名済だが協定未発効の国はイタリア、スウェーデン、フィンランドの3か国である<sup>4)</sup>。

本稿では、日本との社会保障協定発効国のうち、オーストラリア(2007年2月27日署名、2009年1月1日発効)<sup>5)</sup>を取り上げ、オーストラリアに進出

---

3) これらの問題についてのより詳しい説明は、御船(2010)(2018a)を参照せよ。

4) 23か国のうち、一番最近署名が行われたのはフィンランドである(2019年9月23日署名)。署名済でも協定が未発効であれば、年金保険料の二重負担防止と年金加入期間通算の措置は発動しない。署名済で協定未発効だった国のうち、スロバキアとの社会保障協定(2017年1月30日署名)が2019年7月1日に、中国との社会保障協定(2018年5月9日署名)が2019年9月1日に、それぞれ発効した。なお、23か国のうち、イギリス、韓国、イタリア、中国の4か国との社会保障協定には、年金保険料の二重負担防止措置のみが含まれ、年金加入期間の通算措置は含まれていないが、他の19か国との社会保障協定には両方が含まれている。

5) オーストラリアとの社会保障協定の正式名称は「社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」であるが、以下では「日・豪社会保障協

している日系企業が日・豪社会保障協定の存在によって、社会保険料負担をどのくらい節約できているかを推計し、それによって社会保障協定の重要性を浮き彫りにしたい。

議論は次の順序で行う。まず1節で、オーストラリアにおける日系企業の実態をデータを用いて明らかにする。次に2節で、それを踏まえてオーストラリアの日系企業で働いている派遣従業員数を、産業別・業種別・年代別・男女別に推計する。続いて3節で、オーストラリアの公的年金制度についてその概要を説明する。最後に4節で、2節で推計した派遣従業員数を業種別・年代別・男女別の賃金水準のデータと突き合わせることによって、オーストラリアへの海外派遣従業員の賃金水準を計算する。そして、オーストラリアの年金保険料率を用いて年金保険料の金額を求め、それらを集計して最終的に海外派遣従業員全体の年金保険料の合計額（負担軽減額）を推計する。なお、本稿の分析は、データの関係により、2016年のデータを用いて行う。

なお、本研究の先行研究といえるものは、筆者自身の研究<sup>6)</sup>を除くとわずか2件を数えるのみである。すなわち、日本経済団体連合会は日本在外企業協会、日本貿易会と連名で、これまでに社会保障協定の促進に関する意見書を4回出しているが<sup>7)</sup>、そのうち2006年10月に発表された意見書「社

---

定」と略称する。

6) 御船 (2010) (2018a) (2018b) (2019a) (2019b) (2019c) (2019d) (2020a) (2020b) (2020c) (2020d) (2021a) (2021b) (2021c) (2021d) を参照されたい。

7) 「社会保障協定の早期締結を求める」(2002年9月17日), 「社会保障協定の一層の締結促進を求める」(2006年10月17日), 「社会保障協定に関する要望」(2011年6月14日), 「ベトナムとの社会保障協定の早期締結を求める」(2018年6月19日) の4つの意見書である。「ベトナムとの社会保障協定の早期締結を求める」という要望書が出された背景には、ベトナムの改正社会保険法の施行に伴い、2018年1月から外国人労働者もベトナムの社会保険の加入対

社会保障協定の一層の締結促進を求める」に添付された「諸外国における社会保険料の二重払い規模試算」において、2005年にASEAN, EU, 中南米の24か国において実態調査を行った結果、13か国（イタリア, チェコ, ブラジル, スペイン, ハンガリー, スウェーデン, フィリピン, オーストリア, メキシコ, ポーランド, ギリシャ, アルゼンチン, ベネズエラ）で社会保険料の二重払いが生じていたことを明らかにし、その金額が13か国合計で約120億円となったという推計結果を公表した。

また、2011年6月の意見書において、社会保障協定発効済みの12か国（当時は12か国だった）における社会保険料の負担軽減効果は合計で約770億円であったことを紹介している。ただし、推計方法や使用データ等、詳細は明らかにされていない。本稿は、こうした研究の隙間を埋めようとする一連の研究の1つである<sup>8)</sup>。

---

象となり、社会保険料負担が義務化され、二重負担が生じているという状況がある。なお、同要望書には、同様に社会保険料の二重負担が発生しているメキシコ、タイ、インドネシアに対しても早急に社会保障協定締結の交渉を開始すべきとの意見も表明されている。さらに最近の動向について補足しておく、日本経済団体連合会は日韓経済協会と連名で2018年9月18日に「日韓社会保障協定に関する要望」を提出した。日本は韓国とはすでに2005年に公的年金制度に関して社会保障協定を締結しているが、それにより年金の二重加入問題は解消したものの、年金の受給資格期間の期間通算の規定は除かれているため（注3）を参照）、日系企業の派遣社員の派遣期間が5年を超えた場合に年金保険料が掛け捨てになる事態が生じている。そこで、社会保障協定を改定して期間通算の規定を加えるべきだとの要望が出された。

- 8) 実は、社会保障協定の締結による日系企業の社会保険料負担軽減額については、協定締結案が国会で審議される際に政府の試算結果が示されている。また、多くの場合、その金額は、外務省のホームページにおいて、各国との社会保障協定のサイトの「概要」という資料に記載されている。試算は厚生労働省が行っているようだが、使用データ、算出方法等の詳細は一切公表されていないので確認のしようがない。また、金額の大きさは（試算時期の違い等もあって）経団連等が行った試算額と比較しても大きく乖離しているケ

## 1 オーストラリアに進出している日系企業の実態

## 1-1 オーストラリアの在留邦人数

外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計（平成29年要約版）」によれば、2016年10月1日現在におけるオーストラリアの在留邦人数は92,637

表1 オーストラリアの在留邦人数（2016年10月1日現在）

(1) 在留タイプ別

(単位：人)

在留タイプ	総数 <sup>(a)</sup> (=b+c) (=a <sub>1</sub> +a <sub>2</sub> )	男性 (a <sub>1</sub> ) (=b <sub>1</sub> +c <sub>1</sub> )	女性 (a <sub>2</sub> ) (=b <sub>2</sub> +c <sub>2</sub> )	本人 (b) (=b <sub>1</sub> +b <sub>2</sub> )	男性 (b <sub>1</sub> )	女性 (b <sub>2</sub> )	同居 家族 <sup>(c)</sup> (=c <sub>1</sub> +c <sub>2</sub> )	男性 (c <sub>1</sub> )	女性 (c <sub>2</sub> )
永住者	52,978	19,416	33,562	26,383	7,155	19,228	26,595	12,261	14,334
長期滞在者	39,659	14,456	25,203	33,431	12,175	21,256	6,228	2,281	3,947
民間企業関係者	6,183	3,241	2,942	3,282	2,328	954	2,901	913	1,988
報道関係者	32	15	17	14	8	6	18	7	11
自由業関係者	1,826	689	1,137	1,397	530	867	429	159	270
留学生・研究者・教師	17,920	5,951	11,969	16,884	5,568	11,316	1,036	383	653
政府関係職員	437	228	209	200	157	43	237	71	166
その他	13,261	4,332	8,929	11,654	3,584	8,070	1,607	748	859
在留邦人全体	92,637	33,872	58,765	59,814	19,330	40,484	32,823	14,542	18,281

(2) 年代別

(単位：人)

年代	総数	男性	女性
60歳以上	4,745	1,937	2,808
50歳代	6,614	2,064	4,550
40歳代	15,273	4,104	11,169
30歳代	23,039	6,453	16,586
20歳代	19,372	7,199	12,173
20歳未満	23,594	12,115	11,479
在留邦人全体	92,637	33,872	58,765

(出所) 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計（平成29年要約版）」。

ースが多い。

人であり、その内訳は表1のとおりである。

ここで「在留邦人」とは、海外（本稿の場合にはオーストラリア）に3か月以上在留している日本国籍を有する者を指す。在留邦人は「永住者」と「長期滞在者」の2つに分けられる。「長期滞在者」とは、3か月以上の海外在留者のうち、海外での生活は一時的なもので、いずれ日本に戻るつもりの方を指す。一方「永住者」とは、（原則として）当該在留国等より永住権を認められており、生活の本拠をわが国から海外へ移した邦人を指す。

「本人」とは、「在留届の筆頭者」を指す（住民票でいう「世帯主」に相当する）。また、「同居家族」とは、「在留届の『同居家族』欄に記載されている者」を指す。

さて、表1-(1)によれば、オーストラリアの在留邦人数9万2,637人のうち、永住者は5万2,978人(57.2%)、長期滞在者は3万9,659人(42.8%)である。前年(2015年)に比べてみると、在留邦人数は1,327人(3.9%)増加しているが、その内訳は、永住者が1,327人(前年比2.6%増)、長期滞在者が2,177人(同5.8%増)の増加となっている。

「民間企業関係者」とは、以下の者を指す。

(ア) 商社、銀行、証券、保険、製造業、運輸（船舶、航空）、土木、建設、広告、宣伝、水産、鉱業、林業、旅行斡旋、倉庫、不動産、その他の営利企業およびその関連団体の職員（現地採用職員を含む。以下同じ）

(イ) 経済団体（NGO、NPO等を含む）の職員

(ウ) 外国企業（本邦における支社や現地法人の有無を問わない）の職員

「報道関係者」とは、以下の者を指す。

(エ) 新聞、雑誌、放送、通信社など報道機関の特派員

(オ) 上記報道機関の現地採用職員

本稿における分析対象は日系企業の派遣従業員であるので、自由業や自

営業の人は除かれる。定義により「報道関係者」とは「報道機関の特派員」なので、ここには個人ジャーナリストは含まれていないとみなすことができる。ゆえに、分析対象を「民間企業関係者」と「報道関係者」に限定して差し支えないと思われる。

表1-(1)における分析対象は、民間企業関係者のうちの「本人」(3,282人)と報道関係者のうちの「本人」(14人)の合計であり、その人数は、3,296人である。その男女別内訳は男性が2,336人、女性が960人となっている。

以下では民間企業に報道関係企業を含めて「民間企業」と呼ぶこととする。

在留邦人の年代別人数を見ると(表1-(2)), 20歳未満が最も多く(2万3,594人, 25.5%), 次いで30歳代(2万3,039人, 24.9%), 40歳代(1万5,273人, 16.5%)の順になっていることがわかる。

## 1-2 オーストラリアに進出している日系企業数

次に、表2に記載されている各項目に従って「日系企業」に関連する用語の意味を確認しておこう。

まず「日系企業」とは、本邦企業(または日本人)が出資している海外の企業を指す。日系企業は、大きく「本邦企業」と「現地法人企業」の2つに分けられる。

本邦企業とは現地法人化されていない日系企業であり、日本国内に登録されている(本社がある)企業を指す。本邦企業は「支店」と「駐在員事務所、出張所等」の2つに区分される。一方、現地法人企業とは、本邦企業(または日本人)が海外に設立した現地法人を指す。現地法人企業は、さらに「本邦企業が海外に設立した現地法人」と「日本人が海外に渡って興した企業」の2つに区分される。



表2 オーストラリアに進出している日系企業数(2016年)【外務省データ】

(1) 進出形態別企業数 (単位:社, %)		
進出形態	企業数	割合
本邦企業	51	7.3
支店	35	5.0
駐在員事務所, 出張所等	16	2.3
現地法人企業	637	91.3
本店	256	36.7
支店, 駐在員事務所, 出張所等	153	21.9
合弁企業	32	4.6
日本人が海外で興した企業	196	28.1
区分不明	10	1.4
合 計	698	100.0
(2) 産業別企業数 (単位:社, %)		
産 業	企業数	割合
農業, 林業	16	2.3
漁業	1	0.1
鉱業, 採石業, 砂利採取業	68	9.7
建設業	16	2.3
製造業	96	13.8
電気・ガス・熱供給・水道業	15	2.1
情報通信業	20	2.9
運輸業, 郵便業	28	4.0
卸売業, 小売業	152	21.8
金融業, 保険業	29	4.2
不動産業, 物品賃貸業	16	2.3
学術研究, 専門・技術サービス業	20	2.9
宿泊業, 飲食サービス業	97	13.9
生活関連サービス業, 娯楽業	45	6.4
教育, 学習支援業	14	2.0
医療, 福祉	5	0.7
複合サービス事業	3	0.4
サービス業(他に分類されないもの)	36	5.2
分類不能の産業	7	1.0
区分不明	14	2.0
合 計	698	100.0

(出所) 表1と同じ。

本邦企業が海外に設立した現地法人は、「本邦企業が100%出資した現地法人」と「本邦企業が外国企業との共同出資で設立した現地法人（合弁企業）」の2つを指す。なお、本邦企業が100%出資した現地法人は、「本店」と「支店、駐在員事務所、出張所等」の2つに区分されている。

「日本人が海外で興した企業」とは、日本人が、本邦企業とは関係なく、海外に渡って興した企業を指す。

表2-(1)によれば、2016年10月現在、オーストラリアに進出している日系企業数（拠点数）は698社である。2006年10月には333社であったから、この10年間で2倍以上に増えたことになる。また、日系企業のオーストラリアへの進出形態では、現地法人企業が圧倒的に多いことがわかる（全体の91.3%）。さらに、「日本人が海外で（オーストラリアで）興した企業」が196社あり、全体の28.1%を占めている点も注目される<sup>9)</sup>。

一方、表2-(2)で産業別進出企業数を見ると、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業の数が多く、これらの産業に分類される企業数は、進出企業全体の約半分（49.4%）を占めている。

ところで、以上は、外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計」に基づくデータ（以下「外務省データ」という）であるが、実は、オーストラリアの日系企業数を示す統計はもう1種類存在する。それが『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧』に記載されているデータ（以下「東洋経済データ」という）である。2016年10月現在のオーストラリアの日系企業数について、東洋経済データを示したものが表3である。

---

9) 「日本人が海外で興した企業」で働く人は、日本の企業から派遣されたわけではないから、厳密に言えば、この人たちを派遣従業員と呼ぶのは適当ではないが、公的年金保険料負担額（軽減額）を推計するという本稿の分析目的からすれば、彼らを他の派遣従業員と同等に扱っても差し支えないと思われる。

表3 オーストラリアに進出している日系企業数 (2016年)【東洋経済データ】

(1) 進出形態別企業数

(単位:社, %)

進出形態	企業数	割合
本邦企業	29	4.7
現地法人企業	584	95.3
合計	613	100.0

(2) 産業別企業数

(単位:社)

産 業	本 邦 企業数	現地法人 企業数	合 計	派遣従業員 のいない 企業数	派遣従業員 のいる 企業数
農業, 林業	1	15	16	1	15
漁業		1	1		1
鉱業, 採石業, 砂利採取業	4	42	46	2	44
建設業	2	11	13	1	12
製造業	2	89	91	5	86
電気・ガス・熱供給・水道業		13	13		13
情報通信業		14	14		14
運輸業, 郵便業	2	17	19	4	15
卸売業, 小売業	4	194	198	26	172
金融業, 保険業	10	48	58	5	53
不動産業, 物品賃貸業		20	20	1	19
学術研究, 専門・技術サービス業		51	51	4	47
宿泊業, 飲食サービス業	4	8	12	3	9
生活関連サービス業, 娯楽業		8	8		8
サービス業(他に分類されないもの)		53	53		53
合計	29	584	613	52	561

(注) 1. 「本邦企業」には, 支店, 駐在員事務所, 出張所等を含む。

2. 「現地法人企業」には, 本店, 支店, 駐在員事務所, 出張所等, 合弁企業, 日本人が海外で興した企業を含む。

(出所) 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017 (国別編)』, 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017 (会社別編)』。

表2と表3を比較すると, 企業数が全く異なっていることに気付く。表2の外務省データは, 各国在外公館(本稿の場合はオーストラリアの日本大使

館等)が収集した情報や各企業へのアンケート調査により得た情報を集約したものである。それに対して、表3の東洋経済データは、東洋経済新報社が国内の企業(6,500社余り)へのアンケート調査で得た情報を集計したものであるが、回収率は50%台である。未回答の部分については他の資料や取材によって補っているとのことであるが、表2の外務省データと比べると、表3の東洋経済データでは現地法人数は外務省データの95%程度カバーされているものの、本邦企業の支店・駐在員事務所数は外務省データの6割弱(56.9%)しかカバーされていない。

しかし、表2と表3の産業別企業数を比較してみると、いくつかの産業では、東洋経済データの方が外務省データよりも企業数が多いことがわかる。具体的には、「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」がそれである。また、現地法人企業や本邦企業の海外支店等に日本から従業員を派遣していない企業も少なからずある。

本稿の分析目的がオーストラリアにおける日系企業の社会保険料負担額(社会保障協定による負担軽減額)を推計することであり、そのためには各企業の派遣従業員の賃金水準を推計する必要があるため、個別企業名を知ることが極めて重要である。外務省データには個別企業のデータが一切ないことを考慮すると東洋経済データの利用は必須である。

以上の点を踏まえ、オーストラリアに進出している日系企業数については、次のように処理することとした。

- ① 産業ごとに外務省データと東洋経済データを比較し、より多い方の企業数を採用する。
- ② 派遣従業員がいないことがわかっている企業は企業数にカウントしない。

その結果をまとめたものが表4である。すなわち、われわれは、オース

表4 オーストラリアに進出している日系企業数(2016年)【推計】

(単位:社, %)

産 業	企業数	割合
農業, 林業	15	1.9
漁業	1	0.1
鉱業, 採石業, 砂利採取業	66	8.5
建設業	15	1.9
製造業	91	11.8
電気・ガス・熱供給・水道業	15	1.9
情報通信業	20	2.6
運輸業, 郵便業	24	3.1
卸売業, 小売業	172	22.3
金融業, 保険業	49	6.3
不動産業, 物品賃貸業	23	3.0
学術研究, 専門・技術サービス業	47	6.1
宿泊業, 飲食サービス業	94	12.2
生活関連サービス業, 娯楽業	45	5.8
教育, 学習支援業	14	1.8
医療, 福祉	5	0.6
複合サービス事業	3	0.4
サービス業(他に分類されないもの)	53	6.9
分類不能の産業	7	0.9
区分不明	14	1.8
合 計	773	100.0

(出所) 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計(平成29年要約版)」, 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017(国別編)』, 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧2017(会社別編)』により筆者作成。

トラリアの日系企業数(2016年)を773社と推計する。

## 2 オーストラリアの日系企業への派遣従業員数の推計

### 2-1 産業別・年代別・男女別派遣従業員数の推計

前節において, オーストラリアの日系企業の総数および派遣従業員総数

を確認した。次に、われわれは、各企業で何人の人が働いているかを把握しなければならない。そのための参考になるのが東洋経済データであるが、前述したように、東洋経済データには個別企業名が載っているものの、カバーしている企業の範囲に限界がある。しかも、東洋経済データに企業名が載っていても、派遣従業員数が明記されていないケースが圧倒的に多い。残念ながら、個別データがない以上、企業別の派遣従業員の実数を把握できない。そこで、なんらかの代替的方法で推計しなければならない。以下では、その推計方法を述べる。

オーストラリアの日系企業に派遣されている日本人従業員数を産業別・年代別・男女別に推計するに当たり、われわれは以下のような仮定を置く。すなわち、

仮定1：民間企業派遣従業員の中に60歳以上と20歳未満の年代の人はいない。

民間企業の定年年齢を60歳と考えると、60歳以上の高齢の海外派遣従業員（本人）はほとんどいないとみなしても差し支えないのではないか。一方、20歳未満の在留邦人は、ほとんどが海外派遣社員の家族か留学生であって、派遣従業員本人であることはまずないと思われる。この仮定の下、われわれは、20歳代以上60歳代未満の在留邦人数をベースにして推計作業を進めることにする。要するに、民間企業派遣従業員の総数3,296人は、全員20歳代から50歳代の人たちであるとみなすのである。

次に、民間企業派遣従業員の総数3,296人が年代別にどのように分布しているかを男女別に推計する。ここでも次の仮定を置いて計算する。すなわち、

仮定2：民間企業派遣従業員（男女別）の年代別分布は、在留邦人（男女別）の（20歳代から50歳代までの）分布と同一である。

表1-(2)より、男性の在留邦人の20歳代から50歳代までの人数の合計は1万9,820人である。この合計人数に占める各年代の人たちの割合を計算すると、それぞれ、20歳代が36.3%、30歳代が32.6%、40歳代が20.7%、50歳代が10.4%となる。この割合を男性の民間企業関係者本人の人数である2,336人に当てはめて計算すると、男性の民間企業派遣従業員の各年代の人数は、20歳代が848人、30歳代が761人、40歳代が484人、50歳代が243人となる<sup>10)</sup>。

同様に表1-(2)より、女性の在留邦人の20歳代から50歳代までの人数の合計は4万4,478人である。この合計人数に占める各年代の人たちの割合を計算すると、それぞれ、20歳代が27.4%、30歳代が37.3%、40歳代が25.1%、50歳代が10.2%となる。この割合を女性の民間企業関係者本人の人数である960人に当てはめて計算すると、女性の民間企業関係者本人の各年代の人数は、20歳代が263人、30歳代が358人、40歳代が241人、50歳代が98人となる。

最後に、民間企業派遣従業員がどの産業の従業員かを推計する。オーストラリアに進出している日系企業773社の産業別企業数は、表4のとおりであるが、産業別派遣従業員数を推計するに当たり、次のような仮定を置くことにする。すなわち、

仮定3：産業別企業数の分布と、産業別派遣従業員数の分布は同じである。

---

10) 計算の過程で小数点以下の端数が出るが、それを調整して整数にしている。以下同様。

表5 オーストラリアの日系企業の産業別・年代別・男女別派遣従業員数（2016年）

（単位：人）

産 業	企業数		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		男性計	女性計	合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
農業、林業	15	5	15	7	9	5	5	2	46	19	65		
漁業	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3		
鉱業、採石業、砂利採取業	66	72	65	31	41	21	21	8	199	82	281		
建設業	15	17	15	7	9	5	5	2	46	19	65		
製造業	91	100	89	42	57	28	29	11	275	112	387		
電気・ガス・熱供給・水道業	15	17	15	7	9	5	5	2	46	19	65		
情報通信業	24	22	20	9	13	6	6	2	61	24	85		
運輸業、郵便業	20	26	24	11	15	7	7	3	72	29	101		
卸売業、小売業	172	189	169	80	108	54	54	22	520	215	735		
金融業、保険業	49	54	48	23	31	15	15	6	148	61	209		
不動産業、物品賃貸業	23	25	23	11	14	7	7	3	69	29	98		
学術研究、専門・技術サービス業	47	52	46	22	30	15	15	6	143	59	202		
宿泊業・飲食サービス業	94	103	92	44	59	29	30	12	284	117	401		
生活関連サービス業、娯楽業	45	49	44	21	28	14	14	6	135	56	191		
教育、学習支援業	14	15	14	6	9	4	4	2	42	17	59		
医療、福祉	5	5	5	2	2	2	2	1	15	7	22		
複合サービス事業	3	3	3	1	3	1	1	1	9	3	12		
サービス業（他に分類されないもの）	53	58	52	25	33	17	17	7	160	67	227		
分類不能の産業	7	8	7	3	4	2	2	1	21	8	29		
区分不明	14	15	14	6	9	4	4	2	42	17	59		
合 計	773	848	761	358	484	241	243	98	2,336	960	3,296		

（出所）表4と同じ。



以上の仮定の下で計算した結果をまとめると、表5が得られる。この表に記載されている計数のうち、確定値は各産業の企業数と派遣従業員の男性の人数(2,336人)と女性の人数(960人)と合計人数(3,296人)だけであり、他の数値はすべて、上記1から3までの仮定を置いたうえで算出した推計値である。

## 2-2 業種別・年代別・男女別派遣従業員数の推計

日本標準産業分類によれば、表5の産業の分類は「大分類」に該当する。大分類の下には「中分類」の産業があり、さらにその下に「小分類」の産業がある。ここでは、中分類の産業を「業種」と呼び、各業種における派遣従業員数の推計を行う。

推計の方法は、先に産業別に派遣従業員数を推計した方法と同じである。ここでも以下の仮定を置く。すなわち、

仮定4：同じ産業に属する業種別企業数の分布と業種別派遣従業員数の分布は同じである。

たとえば、製造業に属する業種について、年代別・男女別派遣従業員数を求めよう。東洋経済データによれば、2016年にオーストラリアに進出している日本の製造業の業種は16業種である。製造業全体の年代別・男女別派遣従業員数はすでに推計してあるので(表5参照)、その人数を今度は製造業内の各業種に属する企業数の割合で按分して派遣従業員数を求めるのである。

以上と同様なやり方で他の産業に属する業種の派遣従業員数を推計する<sup>11)</sup>。これらの推計結果をまとめたものが表6である。

表6 オーストラリアの日系企業の業種別・年代別・男女別派遣従業員数 (2016年)

産 業	業 種	企業数	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		男性計	女性計	合計
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
農業、林業	農林水産	15	17	5	15	7	9	5	5	2	46	19	65
	農林水産	1	1		1						3		3
漁業	漁業、採石業、砂利採取業	66	72	22	65	31	41	21	21	8	199	82	281
	建設業	15	17	5	15	7	9	5	5	2	46	19	65
製造業	建設	22	24	8	21	10	14	7	7	3	66	28	94
	食料品	1	1		1		1	1			3		4
	繊維・衣服	3	3	1	3	1	2	1	1	1	9	4	13
	パルプ・紙	16	18	6	15	7	10	5	5	2	48	20	68
	化学	1	1		1		1	1			3		4
	医薬品	5	6	2	5	2	3	2	2	1	16	7	23
	石油石炭	1	1		1		1	1			3		3
	ゴム製品	1	1		1		1	1			3		3
	ガラス・土石	2	2	1	2	1	1	1	1	1	6	3	9
	鉄鋼	3	3	1	3	1	2	1	1	1	9	3	12
	非鉄金属	2	2	1	2	1	1	1	1		6	3	9
	金属製品	10	11	3	10	5	6	3	3	1	30	12	42
	機械	10	11	3	10	5	6	3	3	1	30	12	42
	電気機器	8	9	3	8	4	5	2	2	3	25	10	35
	輸送機器	4	5	1	4	2	2	1	1	1	12	5	17
	精密機器	2	2		2		1	1	1	1	6	3	9
	他製造業	13	15	4	13	6	8	4	4	2	40	16	56
	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	2	2	1	2	1	1	1	1	6	3	9
	情報通信業	通信・放送	3	3	1	2	1	2	1	1	8	3	11
		情報・システム・ソフト	21	19	6	18	8	11	5	5	2	53	21
運輸業、郵便業	貨物運送	5	7	2	6	3	4	2	2	1	19	8	27
	海運	4	5	2	5	2	3	1	1	14	5	19	
	倉庫・物流	11	14	4	13	6	8	4	4	2	39	16	55
	総合卸売	13	14	5	13	6	8	4	4	2	39	17	56
繊維・衣服卸売	繊維・衣服卸売	2	2	1	2	1	1	1	1	1	6	3	9
	食品卸売	8	9	3	8	4	5	3	3	1	25	11	36
	化学卸売	11	12	4	11	5	7	3	3	1	33	13	46
	医薬品卸売	4	5	1	4	2	3	1	1	1	13	4	17

(単位：社、人)

卸売業、小売業	石油・燃料卸売	5	6	2	5	2	3	2	2	1	16	7	23
	ガラス・土石卸売	4	1	2	5	1	1	2	2	1	3	1	4
	鉄鋼・金属卸売	4	6	2	5	2	3	2	2	1	16	7	23
	機械卸売	32	35	11	31	15	20	10	10	4	96	40	136
	電気機器卸売	35	39	12	34	16	22	11	11	4	106	43	149
	輸送機器卸売	13	14	4	13	6	8	4	4	2	39	16	55
	精密機器卸売	13	14	4	13	6	8	4	4	2	39	16	55
	他卸売	25	26	8	23	11	15	7	7	3	71	29	100
	専門店	4	4	1	4	2	3	1	1	1	12	5	17
	自動車販売	2	2	1	2	1	1	1	1	1	6	3	9
	銀行	4	5	1	4	2	3	1	1	1	13	5	18
	証券	2	2	1	2	1	1	1	1	1	6	3	9
	貸金・信販・カード	4	4	1	4	2	3	1	1	1	12	4	16
金融業、保険業	投信、投資顧問	1	1	1	1	1	1	1	1		3	3	3
	投資業等	21	23	7	20	10	13	7	7	3	63	27	90
	他金融	7	8	3	7	3	4	2	2	1	21	9	30
	生命保険、損害保険	10	11	4	10	5	6	3	3	1	30	13	43
不動産業、物品賃貸業	不動産	19	21	7	19	9	12	6	6	2	58	24	82
	リース	4	4	1	4	2	2	1	1	1	11	5	16
学術研究、専門・技術サービス業	純粋会社	38	42	13	37	18	24	12	12	5	115	48	163
	広告	9	10	3	9	4	6	3	3	1	28	11	39
宿泊業・飲食サービス業	ホテル	63	69	21	62	29	40	19	20	8	191	77	268
	飲食・外食	31	34	11	30	15	19	10	10	4	93	40	133
生活関連サービス業、娯楽業	旅行	30	33	10	29	14	19	9	9	4	90	37	127
	レジャー・娯楽	15	16	5	15	7	9	5	5	2	45	19	64
教育、学習支援業	幼稚園・保育所経営	4	4	1	4	2	3	1	1	1	12	5	17
	語学学校等	10	11	4	10	4	6	3	3	1	30	12	42
医療、福祉	医療	5	5	2	5	2	3	2	2	1	15	7	22
	複合サービス事業	3	3	1	3	1	2	1	1	1	9	3	12
サービス業(他に分類されないもの)	人材派遣・業務請負	47	52	16	46	22	29	15	15	6	142	59	201
	建物管理・警備	4	4	1	4	2	3	1	1	1	12	5	17
	機械等修理	2	2	1	2	1	1	1	1	1	6	3	9
分類不能の産業		7	8	2	7	3	4	2	2	1	21	8	29
区分不明		14	15	5	14	6	9	4	4	2	42	17	59
合計		773	848	263	761	358	484	241	243	98	2,336	960	3,296

(注) 「業種」の表記は、東洋経済データにおける分類表記である。業種が不明の産業は「業種」欄が空欄になっている。以下、表7、表8も同様。  
(出所) 表4と同じ。

以上で、オーストラリアにおける業種別・年代別・男女別の派遣従業員数が推計できた。次の作業は、業種別・年代別・男女別の従業員の賃金を推計することであるが、その前に、次節でオーストラリアの公的年金制度について概観しておこう。

### 3 オーストラリアの公的年金制度の概要

本節では、オーストラリアの公的年金制度の概要を説明する<sup>12)</sup>。

オーストラリアの公的年金制度（老齢年金）は、2階建ての構造になっている。1階部分は税を財源とする「社会保障年金（Age Pension）」であり、2階部分は社会保険方式による「退職年金保障（Superannuation）」である。

社会保障年金は、オーストラリアに10年以上居住（5年以上の連続居住を含む）していれば受給できる。支給開始年齢は65歳である<sup>13)</sup>。社会保障年金は税方式であるから、現役時代の収入や納税額とは関係なく、退職後に一定額の給付が受けられる。ただし、受給に当たっては所得調査（income test）と資産調査（asset test）が行われ、一定の基準を超えると年金給付額は減額され、年金給付額がゼロになるケースも生じる。

所得に関する受給要件は次のとおりである。

老齢年金の基本給付額（basic rates）は、男性の平均賃金の一定割合とす

---

11) 計算の過程では、当然のことながら小数点以下の端数が出る。人数は整数なので、四捨五入して整数化しているが、それらを合計した人数が、各年代別の推計値と一致しないケースが生じる。その場合には派遣企業の全従業員数の規模等に応じた調整を行っている。

12) 以下の説明は、西村（2016）、厚生労働省「2016年海外情勢報告」、Social Security Administration（2016）等に多くを負っている。

13) ただし、2017年7月から2年間で6か月ずつ支給開始年齢を引き上げ、2023年7月には67歳にする予定である。

ることをベンチマークとしている。すなわち、夫婦世帯の給付額は、男性の平均賃金の41.76%にすること、単身者の給付額は、夫婦世帯の給付額の66.33%とすること（これは男性の平均賃金の27.7%に相当）をベンチマークとしている。また給付額は、毎年3月と9月に、消費者物価指数の動向等を踏まえて改定される。2016年10月現在（2016年9月20日～12月31日の期間）の給付額は、単身者の場合には、2週間ごとに797.9豪ドル（約6万4,789円）<sup>14)</sup>であり、夫婦世帯の場合には、2週間ごとに夫と妻のそれぞれに601.5豪ドル（約4万8,842円）が給付される（夫婦を合わせると1,203.0豪ドル（約9万7,684円））。ただし、これらの金額が満額支給されるのは、単身者の場合には2週間の収入が164豪ドル（約1万3,317円）以下の人であり、夫婦世帯の場合には、2週間の収入が292豪ドル（約2万3,710円）以下の人たちである。単身者の2週間の収入が164豪ドルを超えると、1豪ドル上回るごとに給付金額は0.5豪ドル減額される。一方、夫婦世帯の2週間の収入が292豪ドルを超えると、1豪ドル上回るごとに給付金額はおのおの0.25豪ドル（夫婦合わせて0.5豪ドル）減額される。このような仕組みで減額された年金（部分年金）が給付されるのは、単身者の場合には、2週間の収入が1,918.2豪ドル（約15万5,758円）以下の人、夫婦世帯の場合には2週間の収入が2,936.8豪ドル（約23万8,468円）の人たちである。これらを超える収入がある人の場合には、社会保障年金（老齢年金）の給付額はゼロとなる。

一方、資産に関する受給要件は次のとおりである。

資産調査の対象となる資産は、預貯金等の金融資産や不動産等は含まれるが、自宅用の土地と建物は含まれない。そして老齢年金が満額給付される資産の要件は、受給者が単身者か夫婦世帯かで異なるのに加え、持ち家を持っているか否かでも異なる。すなわち、持ち家を持っている単身者の

14) 2016年の平均為替レートを1豪ドル=81.2円として計算している。

場合、老齢年金を満額受給できる資産価値の上限は20万9,000豪ドル（約1,697万800円）であり、持ち家を持っている夫婦世帯の場合、同じく資産価値の上限は29万6,500豪ドル（約2,407万5,800円）である。一方、持ち家を持っていない単身者の場合、満額受給できる資産価値の上限は36万500豪ドル（約2,927万2,600円）であり、持ち家を持っていない夫婦世帯の場合、同じく資産価値の上限は44万8,000豪ドル（約3,637万7,600円）である。

これらの資産価値を1,000豪ドル上回るごとに、年金受給額が2週間当たり1.5豪ドルずつ減額される。こうした仕組みにより、部分年金が受給できるのは、持ち家を持っている単身者の場合には、資産価値が79万3,750豪ドル（約6,445万2,500円）以下の人、持ち家を持っている夫婦世帯の場合には、資産価値が117万8,500豪ドル（約9,569万4,200円）以下の人たち、また、持ち家を持っていない単身者の場合には、資産価値が94万5,250豪ドル（約7,675万4,300円）以下の人、持ち家を持っていない夫婦世帯の場合には、資産価値が133万豪ドル（1億799万6,000円）以下の人たちである。

上記2つの要件により、それぞれ年金受給額が計算されるが、両者を比較してより低い額の方が支給されることとなる。

なお、老齢年金の受給者には、各世帯の生活費とエネルギー支出の一部を補助するために、年金加算（Pension Supplement）とエネルギー加算（Energy Supplement）が自動的に加算される。したがって、満額支給の単身者の場合、基本給付額の（2週間ごとの）797.9豪ドルに年金加算65.1豪ドルとエネルギー加算14.1豪ドルが加算されて最終的に877.1豪ドル（約7万1,221円）が支給される。また夫婦世帯の場合、（2週間ごとに夫と妻のおののに給付される）基本給付額601.5豪ドルに年金加算49.1豪ドルとエネルギー加算10.6豪ドルが加算されて、最終的に夫婦それぞれに661.2豪ドル（約5万3,689円）が支給される。

次に退職年金保障について説明しよう。

前述したように、退職年金保障はオーストラリアの公的年金制度の2階部分に当たり、社会保険方式で運営される。この制度は1992年に導入されたもので、雇用主に保険料の拠出を義務付けるが、被用者本人の保険料負担義務はない<sup>15)</sup>。雇用主は、被用者(18~69歳)の基本収入の9.5%<sup>16)</sup>を退職年金基金に拠出する。ただし、被用者の賃金が月額450豪ドル未満の場合や、被用者の年齢が18歳未満かつ労働時間が週30時間未満の場合には、雇用主の保険料の拠出義務はない。

退職年金保障の受給は、完全に退職しかつ保全年齢(preservation age)(2016年は56歳)<sup>17)</sup>に達すると開始される。給付の受け取り方については、一時金給付か年金型給付かのいずれかを選択できる。

#### 4 オーストラリアにおける日系企業の社会保険料負担 軽減額の推計

##### 4-1 業種別・年代別・男女別の賃金の推計

業種別・年代別・男女別の賃金のデータ集としては『賃金センサス』がある。『賃金センサス』には、日本標準産業分類における産業中分類に従い、年齢別(5歳刻み)、男女別、企業規模別、学歴別等に分けた詳細な賃金データおよび関連データが掲載されている。われわれは、こうしたデー

---

15) ただし、被用者が自主的に保険料を上乗せすることは可能であり、その奨励のために政府の助成制度がある。すなわち、税引き後年間所得が3万6,021豪ドル以下で年間保険料が20豪ドルから500豪ドルまでの人の場合、保険料1豪ドルにつき0.5豪ドルが助成される。税引き後年間所得が3万6,021豪ドルを超えると政府の助成額は徐々に削減され、税引き後年間所得が5万1,021豪ドルになると、政府の助成額はゼロになる。

16) ただし、2021年から毎年0.5ポイントずつ引き上げ、2025年には12%にすることが決定している。

17) ただし、2024年7月までに60歳に引き上げる予定である。

表7 オーストラリアに 진출している日系企業の業種別・年代別・男女別賃金 (2016年)

産 業	業 種	日本標準産業分類の 中分類における業種	企業数		企業別別業種別企業数		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		
			A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	
															男性
農 業	農林水産	農林水産	15	12	3	3,729	3,184	4,982	3,373	5,886	3,275	5,423	2,983	2,881	
		農林水産	1	1		8,628	3,273	5,198	3,469	6,185	3,378	5,578	2,965	2,965	
	漁業	漁業	66	56	8	2	5,074	4,050	7,479	5,651	10,472	5,627	11,797	3,598	
		漁業	15	12	3	3	5,309	3,927	7,804	5,233	9,262	5,383	9,900	5,765	
	製造業	建設業	食品工業	22	16	6		3,696	3,152	4,903	3,337	5,777	3,237	5,366	2,856
			繊維工業	3	1	1		2,926	2,024	3,742	2,172	4,206	2,223	4,196	2,303
			繊維・衣服	1	1			3,756	3,091	4,977	3,228	6,031	3,899	6,745	4,131
			繊維・衣服	16	12	4		4,518	4,954	6,458	5,308	8,305	6,990	9,915	6,851
			化学工業	5	5			4,687	5,397	6,760	5,733	8,778	7,772	10,678	7,649
			医薬品	1	1			5,395	3,810	7,420	4,181	9,347	6,618	10,801	6,800
石油石炭			1	1			4,482	3,807	5,933	3,988	7,137	4,388	7,815	4,433	
石油製品			1	1			4,370	3,734	6,072	4,511	8,038	5,375	9,589	5,360	
石油製品			2	2			4,634	4,123	6,443	4,791	8,333	5,427	9,010	6,315	
鉄鋼			3	3			4,454	3,489	6,133	4,480	7,809	5,243	8,919	5,669	
製造業	製造業	非鉄金属	2	2			4,498	3,598	5,754	4,376	7,436	4,900	8,064	4,760	
		金属製品	10	8	2		4,445	3,703	6,213	4,148	8,030	4,999	8,995	5,185	
		機械	10	8	2		3,822	3,157	5,045	3,489	6,285	3,731	6,938	3,781	
		電気機器	8	8			4,597	4,073	6,391	4,858	8,341	5,769	9,185	6,155	
		輸送機器	2	2			3,563	3,000	4,747	3,250	5,700	3,982	6,506	3,267	
		精密機器	4	1	1		4,155	3,814	5,736	3,959	7,158	4,710	7,942	4,371	
		他製造業	13	12	1		4,279	3,722	6,422	4,688	8,018	5,946	8,588	6,725	
		電気業	2	2			4,828	4,729	8,144	6,057	9,866	6,839	10,041	7,219	
		ガス業	3	3			4,342	3,643	6,276	4,652	8,507	5,011	8,155	5,424	
		情報通信業	情報通信業	通信・放送	21	16	5		4,644	4,221	6,601	5,189	8,111	5,659	9,098
情報・システム・ソフト	5			5			3,967	3,138	4,845	3,044	5,340	3,278	5,537	3,262	
郵便	4			3	1		4,611	4,416	6,064	4,593	7,418	5,973	8,448	6,641	
海運	11			11			3,875	3,201	4,771	3,487	5,745	3,788	5,635	3,059	
運送	13			10	2		6,090	5,233	10,322	6,593	12,758	6,886	13,829	7,872	
各種商品卸売業	8			5	1		3,750	3,138	4,935	3,578	5,865	3,912	6,441	3,798	
繊維・衣服卸売業	2			1	1		3,809	3,613	5,111	4,063	6,383	4,416	7,211	4,468	
飲食・食品卸売業	11			10	1		4,336	3,545	6,671	4,350	8,303	5,086	9,219	5,726	
建築材料卸売業	4			4			4,552	4,111	7,026	4,989	9,176	5,680	10,011	6,195	
その他の卸売業	5			5			4,403	3,588	6,879	4,431	8,578	5,195	9,563	5,899	
卸売業、小売業	卸売業、小売業	建築材料・建物・金属材料等卸売業	1	1			4,208	3,523	6,208	4,439	7,792	4,900	9,010	5,470	
		ガラス・土石卸売	4	2	2		4,609	3,842	6,359	4,680	8,506	5,580	10,035	6,794	
		鉄鋼・金属卸売	32	27	7		4,541	3,842	6,294	4,626	8,348	5,312	9,810	6,625	
		機械器具卸売業	35	27	7		4,541	3,842	6,294	4,626	8,348	5,312	9,810	6,625	
		電気機器卸売業	13	13			4,472	3,899	6,459	4,764	8,800	5,697	10,438	7,111	
		機械器具卸売業													

(単位：千円)



精密機器販売	13	12	1	4,669	3,871	6,410	4,723	8,655	5,640	10,240	6,955
機械器具卸売業	25	14	11	4,204	3,734	6,297	4,587	8,182	5,242	9,003	5,820
その他の卸売業	4	3	1	3,308	2,895	4,551	3,253	5,615	3,371	6,227	3,299
各種商品小売業	2	1	1	3,658	3,314	4,892	3,847	5,900	3,969	6,716	4,071
機械器具小売業	4	4		4,525	3,780	8,192	5,173	10,616	5,757	10,016	5,331
銀行業	2	2		4,457	3,867	7,274	4,717	9,101	5,403	9,253	5,238
貸付業	4	4		4,457	3,867	7,274	4,717	9,101	5,403	9,253	5,238
貸付業、クレジットカード業	4	4		5,743	4,947	11,836	7,371	15,697	8,305	14,099	8,885
貸付業、クレジットカード業	21	18	3	5,552	4,772	11,327	7,254	15,008	8,135	13,602	8,580
金融商品取引業、商品先物取引業	7	4	1	5,284	4,489	10,663	7,283	14,448	8,315	14,445	9,493
金融商品取引業、商品先物取引業	10	10		5,660	3,470	8,793	4,057	11,574	4,264	10,085	4,683
保険業	19	14	4	4,850	3,639	7,513	4,201	8,891	5,610	9,483	4,292
不動産業、物品賃貸業	4	4		3,834	3,599	6,314	4,799	8,490	5,412	9,640	4,893
リース業	38	26	9	5,112	4,428	7,028	5,666	9,443	5,439	9,867	6,461
学術研究、専門・技術サービス業	9	9		6,451	5,056	10,878	6,211	13,965	10,240	14,368	12,662
総合サービス業(他に分類されないもの)	63	52	11	3,044	2,854	4,281	3,586	5,423	3,850	5,851	3,425
広告業	31	21	10	3,369	2,942	4,459	3,263	5,112	2,862	5,186	2,825
宿泊業、飲食サービス業	30	30		3,579	3,159	5,165	4,023	6,447	4,297	6,475	4,729
飲食・外食	15	5	10	3,049	2,698	4,253	3,078	5,206	3,447	5,221	3,256
旅行業	4	4		4,208	3,997	6,303	5,209	8,458	6,780	10,078	8,017
レジャー・娯楽	5	3		3,994	3,691	5,862	4,741	7,739	5,961	9,136	6,972
児童福祉業	10	7	3	4,044	3,735	5,514	4,386	7,645	4,812	9,400	4,883
その他の教育、学習支援業	3	3	※	3,269	3,038	4,363	3,540	5,543	3,833	6,237	3,707
医療、福祉	47	20	25	3,311	2,713	3,809	2,897	3,917	3,067	4,114	3,087
医療、福祉	4	4		3,747	2,831	4,726	3,326	5,384	3,404	4,609	3,040
人材派遣・業務請負	2	2	※	4,347	3,533	6,117	3,880	7,586	4,535	8,149	4,351
建物管理、警備	7			3,516	2,940	4,335	3,333	4,775	3,371	4,417	3,110
機械等修理	14		※	3,516	2,940	4,335	3,333	4,775	3,371	4,417	3,110
その他の事業サービス業	773			3,516	2,940	4,335	3,333	4,775	3,371	4,417	3,110
分類不能の産業											
区分不明											
合計											

(注) 1. 企業規模の分類は次のとおりである。A：従業員1,000人以上。B：従業員100～999人。C：従業員10～99人。  
 2. 企業規模別企業数の欄に※印が付いている産業は、当該産業に属する業種も企業規模も不明である。そこで、「賃金センサス」において「企業規模計」に記載されている賃金の額を利用して推定している。  
 3. 「賃金センサス」には農業・林業および漁業の賃金データは掲載されていない。東洋経済データにおいて「農林水産」に分類されている企業の事業内容に鑑み、ここでは「食料品製造業」の賃金を用いた。  
 4. 医療、福祉の賃金は「医療業」の賃金を用いた。  
 5. 複合サービス事業の賃金は「協同組合(他に分類されないもの)」の賃金を用いた。  
 6. 「分類不明の産業」と「区分不明」の賃金は「その他の事業サービス業」の賃金を用いた。  
 「賃金センサス(平成28年賃金構造基本統計調査)」第2巻、「週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017(国別編)」、「週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017(会社別編)」により筆者作成。

タを利用して、業種別・年代別・男女別の賃金を推計したが、その際、計算の段階で次のような処理を行った。

- ① われわれの用いた派遣従業員の年代別区分は、10歳刻み（20歳代～50歳代）である。一方、『賃金センサス』における労働者の年代区分は5歳刻みである。したがって、5歳刻みの賃金を10歳刻みの賃金に換算する必要がある。そこで、5歳刻みの2つの賃金をそれぞれの労働者数で加重平均を取り、その値を10歳刻みの賃金の代表値とした。
- ② 従業員の賃金は『賃金センサス』における「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別支給額」の合計額とした。
- ③ 『賃金センサス』には学歴別（高校卒、高専・短大卒、大学・大学院卒）に賃金が記載されているが、外務省の「海外在留邦人数調査統計」には派遣従業員の学歴別データがない。そこで、便宜上、男女ともに『賃金センサス』における「学歴計」の賃金データを使用した。
- ④ 『賃金センサス』では、企業規模が3種類に分けられている（従業員1,000人以上、100～999人、10～99人）。オーストラリアに進出している企業の規模はまちまちである。そこで、われわれは東洋経済データを利用して業種ごとに日系企業の企業規模および企業規模別賃金（男女別、年代別）を調べ、それを計算のベースとした。なお、同一業種に企業規模の異なる複数の企業が存在している場合には、企業規模別賃金を当該企業規模に属する企業数で加重平均した金額を求め、それを計算のベースとした<sup>18)</sup>。

---

18) たとえば、ある業種で日系企業が10社あり、そのうち7社が従業員1,000人以上（Aグループ）の企業、2社が従業員100～999人（Bグループ）の企業、1社が従業員10～99人（Cグループ）だとする。いま、20歳代男性の平均賃金がAグループの企業では  $W_A$ 、Bグループの企業では  $W_B$ 、Cグループの企業では  $W_C$  とすると、この業種の平均賃金を  $(W_A \times 7 + W_B \times 2 + W_C \times 1) / 10$  で求めるのである。

- ⑤ 『賃金センサス』には賃金の記載がない業種がある。その場合には、同一産業内の他の業種で賃金の記載があるものを利用してデータの欠落をカバーした。

上記の処理方針の下で賃金を推計したものが表7である。

#### 4-2 社会保険料負担軽減額の推計

以上の作業を踏まえ、本項では、オーストラリアにおける日系企業の社会保険料負担額（すなわち社会保障協定による社会保険料負担軽減額）を推計しよう。

オーストラリアにおける日系企業の派遣従業員と企業が負担すべきであった社会保険料（＝公的年金保険料）は、上記表6にまとめた産業ごとあるいは業種ごとの派遣従業員数と、表7にまとめた産業ごとあるいは業種ごとの賃金額を突き合わせることによって推計できる。

推計に当たって、次の仮定を置く。

仮定5：派遣従業員の形態は、全員国内法人に籍を置いたまま海外に向向する在籍出向である。

仮定6：派遣従業員の賃金は、派遣先の企業や事業所が支払い、かつ国内で働いていた場合と同じ金額が支払われる。

たとえば、食料品製造企業に勤務する20歳代男性の場合、平均賃金は369万6,000円であるが、この金額は日本国内でもオーストラリアでも同額の支給を受けると仮定するのである。この男性のオーストラリアでの公的年金（退職年金保障）の保険料は、平均賃金369万6,000円に9.5%の保険料率を掛けて、約35万1,000円と計算される。前述したように、退職年金保障の保険料は全額雇用主（企業）が負担するので、派遣従業員の本人負担

表8 オーストラリアの日系企業の公的年金保険料負担軽減額(2016年)

産 業	業 種	(単位：千円、%)											
		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		合計		割合	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	合計	割合		
農業、林業	農林水産	6,022	1,513	7,099	2,243	5,032	1,555	2,576	547	26,587	1.5		
	漁業	820		494		588				1,901	0.1		
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業	34,708	8,464	46,185	16,643	40,787	11,225	23,536	4,254	185,803	10.6		
	建設	8,574	1,865	11,121	3,480	7,919	2,557	4,702	1,095	41,313	2.4		
建設業	食料品	8,428	2,396	9,782	3,170	7,683	2,153	3,568	814	37,994			
	繊維・衣服	278		356	206	400				1,239			
	パルプ・紙	1,070	294	1,418	307	1,146	370	641	392	5,639			
	化学	7,726	2,824	9,202	3,530	7,890	3,320	4,710	1,302	40,503			
	医薬品	445		642	545	834				2,466			
	石油石炭	3,075	724	3,524	794	2,664	1,257	2,052	646	14,737			
	ゴム製品	426		564		678				1,667			
	ガラス・土石	415		577		764				1,756			
	鉄鋼	881	392	1,224	455	792	516	856		5,115	11.1		
	非鉄金属	1,269	331	1,748	426	1,484	498	847		6,604			
	金属製品	855	342	1,093	416	706	466	766		4,643			
	機械	4,645	1,055	5,903	1,970	4,577	1,425	2,563	493	22,632			
電気機器	3,994	900	4,793	1,657	3,583	1,063	1,977	359	18,326				
輸送機器	3,931	1,161	4,857	1,846	3,962	1,096	2,618	585	20,054				
精密機器	1,693	285	1,804	617	1,100	378	618	310	6,805				
他製造業	789	362	1,090	376	680	447	754		4,500				
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	6,097	1,414	7,931	2,672	6,094	2,260	3,263	1,278	31,009	2.1		
	ガス業	917	449	1,547	575	937	650	954		6,030			
情報通信業	通信・放送	1,237	346	1,192	442	1,616	476	775		6,085			
	情報・システム・ソフト	8,383	2,406	11,287	3,944	8,476	2,688	4,322	1,124	42,629	2.8		
運輸業、郵便業	貨物運送	2,638	596	2,762	868	2,029	623	1,052	319	10,887			
	倉庫	2,190	839	2,881	873	2,114	567	803		10,267			
	倉庫・物流	5,153	1,216	5,892	1,988	4,366	1,439	2,141	581	22,778	2.5		
総合卸売	総合卸売	8,100	2,486	12,748	3,758	9,696	2,617	5,255	1,496	46,154			
	繊維・衣服卸売	712	298	938	340	557	372	612		3,829			
	食料品卸売	3,256	1,030	3,884	1,544	3,032	1,258	2,055	424	16,484			
	化学卸売	4,944	1,347	6,971	2,066	5,522	1,449	2,627	544	25,471			
	医薬品卸売	2,162	391	2,670	948	2,615	540	951		10,277			
石油・燃料卸売	2,510	682	3,267	842	2,445	987	1,817	560	13,110				

卸売業、小売業	ガラス・土石卸売	418	653	421	815	1,712	520	2,308
	鉄鋼・金属卸売	2,399	2,949	843	2,221	931	1,712	2,308
	機械卸売	15,325	18,726	6,669	16,161	5,301	2,582	78,314
	電気機器卸売	16,823	20,329	7,031	17,447	5,760	10,251	84,496
	輸送機器卸売	6,286	7,977	2,716	6,688	2,165	3,966	32,631
	精密機器卸売	6,209	7,916	2,692	6,578	2,143	3,891	32,222
	他卸売	10,383	2,838	13,759	11,659	3,486	5,987	54,422
	専門店	1,257	275	618	1,600	320	592	6,705
	自動車販売	691	315	365	561	379	638	3,879
	銀行	2,150	359	313	3,026	547	952	11,635
	証券	847	367	1,382	448	865	513	5,301
	貸金・信販・カード	1,694	367	2,764	2,594	513	879	9,708
金融業、保険業	投資・投資顧問	546	1,124	1,491				3,161
	投資業等	12,131	3,173	21,522	18,535	5,409	9,046	2,445
	他金融	4,016	1,279	7,091	5,490	1,580	2,745	902
	生命保険、損害保険	5,914	1,318	8,353	1,918	6,597	1,215	25,178
	不動産	9,677	2,420	13,561	3,592	10,136	3,198	28,635
	リース	1,457	342	2,399	912	1,613	514	48,804
	総括会社	20,395	24,702	9,689	21,531	6,200	10,223	8,618
	広告	6,128	1,441	2,360	7,960	2,918	1,203	101,277
	ホテル	19,955	5,694	25,215	9,879	20,607	6,950	35,407
宿泊業・飲食サービス業	飲食・外食	10,883	3,074	12,708	4,649	9,227	2,719	102,020
	旅行	11,220	3,001	14,230	5,351	11,637	3,674	49,260
	レジャー・娯楽	4,635	1,282	6,064	2,047	4,451	1,637	56,445
	幼稚園、保育所経営	1,599	380	2,395	990	2,411	644	23,214
教育、学習支援業	語学学校等	4,174	1,403	5,569	1,802	4,411	1,699	10,138
	医療、福祉	1,921	710	2,619	833	2,179	914	22,323
	複合サービス事業	932	289	1,243	336	1,053	364	4,410
	人材派遣・業務請負	16,354	4,123	16,645	6,055	10,792	4,371	4,810
	建物管理・警備	1,424	269	1,796	632	1,534	438	1,759
	機械等修理	826	336	1,162	369	721	431	289
	分類不能の産業	2,672	559	2,883	950	1,814	640	6,705
区分不明		5,010	1,396	5,766	1,900	4,082	1,281	4,618
合計		344,695	90,860	446,021	151,248	361,253	112,995	10,653
割合		19.7	5.2	25.5	8.6	20.7	6.5	2.7
	合計							100.0

(出所) 筆者作成。

はないが、この年金保険料を従業員の海外派遣に伴う企業の費用負担とみなして計算するのである。このような計算を、全産業、全業種の20歳代～50歳代の全男女について行い、それらを集計すると、オーストラリアにおける日系企業の派遣従業員に係る社会保険料負担総額（すなわち、日・豪社会保障協定によって軽減される負担総額）は、約17億5,000万円となる（表8を参照）。

### おわりに

本稿の目的は、2016年において、オーストラリアに進出している日系企業が、日・豪社会保障協定によって、どのくらいの社会保険料負担（公的年金保険料）を免れているかを推計することであった。データの制約が大きいため、われわれはいくつかの大胆な仮定（仮定1～6）を置きながら、推計作業を進めた。その意味で、推計結果は相当ラフなものといわざるを得ない。さはさりながら、オーストラリアにおける日系企業の社会保険料負担の軽減額を推計できたことの意義は小さくないと思われる。

われわれが推計したオーストラリアにおける社会保険料軽減額（約17億5,000万円）をどう評価するかはむずかしい。前述した、2006年に日本経済団体連合会等が中心となって海外の日系企業の社会保険料負担に関する実態調査の中には、オーストラリアは含まれていない。これまでに得られた唯一の推計値は、注7)で言及した、各協定の国会提出時に政府（厚生労働省）が提示する試算であるが、それによれば、日・豪社会保障協定の締結による日系企業の社会保険料負担軽減額は約9億円と推計されていて、これはわれわれの推計値の約半分である<sup>19)</sup>。

---

19) 政府の試算において使用されたデータは2008～2009年頃のものと思われる。外務省「日・豪社会保障協定」の「概要」([https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty166\\_9\\_gai.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty166_9_gai.pdf))を参照のこと。なお、植村（2019）

筆者は同様の手法で、引き続き他の国（社会保障協定の締結国も非締結国も）についても社会保険料負担軽減額（社会保障協定締結国）または社会保険料負担額（社会保障協定非締結国）を計測したいと考えている。

オーストラリアにおける日系企業の社会保険料負担軽減額の評価は、他の国の推計結果を出した後に改めて行いたい。

付記 本稿は、科学研究費（「社会保障協定が日本の海外進出企業に及ぼす影響に関する実証研究」（課題番号26380375））による研究成果の一部である。

#### 参考文献

- 植村真行（2019）「社会保障協定の意義と今後の課題—日・中社会保障協定の締結を踏まえて—」『立法と調査』No. 414, 111-123ページ。
- 厚生労働省政策統括官（統計・情報制作担当）編（2017）『賃金センサス（平成28年賃金構造基本統計調査）』（全5巻）労働法令, 2017年7月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2016（国別編）』第6654号, 東洋経済新報社, 2016年4月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2016（会社別編）』第6661号, 東洋経済新報社, 2016年5月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017（国別編）』第6721号, 東洋経済新報社, 2017年4月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017（会社別編）』第6727号, 東洋経済新報社, 2017年5月。
- 西村淳（2016）「オーストラリアの年金制度」『年金と経済』第35巻第1号（通巻第135号）62-65ページ。
- 御船洋（2010）「社会保障の国際的調整—社会保障協定の現状と課題—」片桐正俊・御船洋・横山彰編著『グローバル化財政の新展開』中央大学出版部, 31-66ページ。
- 御船洋（2018a）「社会保障協定締結による公的年金保険料負担削減効果の検証—ドイツの日系企業の場合—」『商学論纂』第59巻第3・4号, 539-573ページ。
- 御船洋（2018b）「日系企業の海外における公的年金保険料負担額の推計—イタリアの日系企業の場合—」『企業研究』第33号, 57-77ページ。

---

も参照せよ。

- 御船洋 (2019a) 「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—オランダの日系企業の場合—」『企業研究』第34号, 1-23ページ。
- 御船洋 (2019b) 「社会保障協定締結による日系企業社会保険料負担軽減額の推計—ベルギーの日系企業の場合—」『商学論纂』第60巻第5・6号, 221-250ページ。
- 御船洋 (2019c) 「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—ルクセンブルクの日系企業の場合—」『企業研究』第35号, 1-20ページ。
- 御船洋 (2019d) 「社会保障協定締結による日系企業の公的年金保険料負担軽減額の推計—アイルランドの日系企業の場合—」『商学論纂』第61巻第1・2号, 271-304ページ。
- 御船洋 (2020a) 「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—ハンガリーの日系企業の場合—」『企業研究』第36号, 1-20ページ。
- 御船洋 (2020b) 「社会保障協定締結による日系企業社会保険料負担軽減額の推計—スイスの日系企業の場合—」『商学論纂』第61巻第5・6号, 481-523ページ。
- 御船洋 (2020c) 「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—チェコの日系企業の場合—」『企業研究』第37号, 1-19ページ。
- 御船洋 (2020d) 「社会保障協定締結による日系企業社会保険料負担軽減額の推計—スペインの日系企業の場合—」『商学論纂』第62巻第3・4号, 151-180ページ。
- 御船洋 (2021a) 「社会保障協定締結による日系企業社会保険料負担軽減額の推計—フランスの日系企業の場合—」『経済研究』(成城大学)第231号, 149-186ページ。
- 御船洋 (2021b) 「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—カナダの日系企業の場合—」『企業研究』第38号, 151-174ページ。
- 御船洋 (2021c) 「社会保障協定締結による日系企業社会保険料負担軽減額の推計—ブラジルの日系企業の場合—」『商学論纂』第62巻第5・6号, 497-526ページ。
- 御船洋 (2021d) 「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—インドの日系企業の場合—」『企業研究』第39号, 249-272ページ。

#### 参考資料 (URL)

- 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計 (平成29年要約版)」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22\\_000043.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000043.html)) (2021年9月30日最終閲覧)
- 厚生労働省「2016年海外情勢報告」(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/>)



17/) (2021年9月30日最終閲覧)

(社) 日本経済団体連合会・(社) 日本在外企業協会・(社) 日本貿易会 (2006) 「諸外国における社会保険料の二重払い規模試算 (アンケートより)」 (<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/069shiryō.pdf>) (2021年9月30日最終閲覧)

日本年金機構「社会保障協定」(<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyōju/shahōkyōtei/kyōtei-gaiyō/20141125.html>) (2021年9月30日最終閲覧)

Social Security Administration (2016) *Social Security Programs Throughout the World: Asia and the Pacific*, 2016. (<https://www.ssa.gov/policy/docs/progdsc/ssptw/2016-2017/europe/index.html>) (2021年9月30日最終閲覧)